

大阪大学総合学術博物館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学総合学術博物館(以下「博物館」という。)における必要な事項を定める。

(業務)

第2条 博物館は、学内共同教育研究施設として、学術標本資料の収集、展示、公開及び教育研究の支援を行うとともに、次の各号に掲げる調査研究及び業務を行う。

- (1) 学術標本資料の収集及びその活用に関すること。
- (2) 学術標本資料の解析及びその情報化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、博物館活動を推進するために必要な事項

(研究・教育部及び資料部)

第3条 前条の目的を達成するために、博物館に研究・教育部及び資料部を置く。

2 研究・教育部に次の系を置く。

- 資料基礎研究系
- 資料先端研究系
- 資料情報研究系

(湯川記念室)

第4条 博物館に湯川秀樹博士のノーベル物理学賞受賞を記念して、基礎科学の振興を図るために、湯川記念室を置く。

(館長)

第5条 博物館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

- 2 館長は、博物館の管理運営を行う。
- 3 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 博物館の円滑な管理運営を図るため、総合学術博物館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(事務)

第7条 博物館の事務は、共創推進部社学共創課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

2 大阪大学湯川記念室規程(昭和 51 年 11 月 24 日制定)及び大阪大学湯川記念室使用細則(昭和 51 年 12 月 23 日制定)は、廃止する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。